○国土交通省告示第三十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十三年十二月六日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十四年一月十一日　　国土交通大臣　前田　武志

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17088	BMW　ABA-3A30	ビー・エム・ダブリュー株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番2号

○国土交通省告示第三十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十三年十二月六日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十四年一月十一日　　国土交通大臣　前田　武志

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17089	BMW　DBA-3A20	ビー・エム・ダブリュー株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番2号

○国土交通省告示第三十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十三年十二月六日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十四年一月十一日　　国土交通大臣　前田　武志

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17090	ニッサン　EB　D-U71V	三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目33番8号
17091	ニッサン　EB　D-U72V	〃	〃

○国土交通省告示第三十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十三年十二月八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十四年一月十一日　　国土交通大臣　前田　武志

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17092	ホンダ　EBL-RC63	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山2丁目1番1号

○環境省告示第一号

昭和四十六年農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年一月十一日　　環境大臣　細野　豪志

表1-｛3-クロロ-1-メチル-4-[(5RS)-5，6-ジヒドロ-5-メチル-1，4，2-ジオキサジン-3-イル]ピラゾール-5-イルスルホニル｝-3-（4，6-ジメトキシピリミジン-2-イル）尿素（別名メタゾスルフロン）の項の次に次のように加える。

5-エチル-6-オクチル[1，2，4]トリアゾロ[1，5-a]ピリミジン-7-アミン（別名アメトクトラジン）	6.4μg／l
エチル=（RS）-2-[4-（6-クロロキノキサリン-2-イルオキシ）フェノキシ]プロピオナート（別名キザロホップエチル）	29μg／l
ビス[トリス（2-メチル-2-フェニルプロピル）チン]オキシド（別名酸化フェンブタスズ）	0.20μg／l
デカン-1-オール（別名デシルアルコール）	140μg／l
メチル=（E）-メトキシイミノ-｛(E)-α-[1-（α，α，α-トリフルオロ-m-トリル）-エチリデンアミノオキシ]-o-トリル｝アセテート（別名トリフロキシストロビン）	1.5μg／l
ナトリウム=2，6-ビス（4，6-ジメトキシピリミジン-2-イルオキシ）ベンゾエート（別名ビスピリバックナトリウム塩）	1.200μg／l
2-クロロ-2'，6'-ジエチル-N-（2-プロポキシエチル）アセトアニリド（別名プレチラクロール）	2.9μg／l
N-ベンジル-1H-プリン-6-アミン（別名ベンジルアミノプリン）	1.900μg／l

○環境省告示第二号

昭和四十六年農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年一月十一日　　環境大臣　細野　豪志

表（10E，14E，16E，22Z）-（1R，4S，5'S，6R，6'R，8R，13R，20R，21R，24S）-21，24-ジヒドロキシ-5'，6'，11，13，22-ペンタメチル-3，7，19-トリオキサテトラシクロ[15．6．1．$1^{4,8}$．$0^{20,24}$]ペンタコサ-10，14，16，22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-2-オン（別名M．A^{3}）及び（10E，14E，16E，22Z）-（1R，4S，5'S，6R，6'R，8R，13R，20R，21R，24S）-21，24-ジヒドロキシ-5'，6'，11，13，22-ペンタメチル-3，7，19-トリオキサテトラシクロ[15．6．1．$1^{4,8}$．$0^{20,24}$]ペンタコサ-10，14，16，22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-2-オン（別名M．A^{4}）の混合物（別名ミルベメクチン）の項の次に次のように加える。

(E)-N^{1}-[(6-クロロ-3-ピリジル)メチル]-N^{2}-シアノ-N^{1}-メチルアセトアミジン（別名アセタミプリド）	0.18mg／l
シス-4-（エトキシカルボニルオキシ）-8-メトキシ-3-（2，5-キシリル）-1-アザスピロ[4．5]デカ-3-エン-2-オン（別名スピロテトラマト）	0.31mg／l
4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-（p-トリルオキシ）ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド（別名トルフェンピラド）	0.014mg／l
イソプロピル=2-（4-メトキシピフェニル-3-イル）ヒドラジンホルマート（別名ピフェナゼート）	0.026mg／l
(E)-4，5-ジヒドロ-6-メチル-4-（3-ピリジルメチレンアミノ）-1，2，4-トリアジン-3（2H）-オン（別名ピメトロジン）	0.034mg／l
2，6-ジクロロ-4-（3，3-ジクロロアリルオキシ）フェニル=3-[5-（トリフルオロメチル）-2H-ピラゾリル-2-イル]プロピルエーテル（別名ピリダリル）	0.074mg／l
メチル=｛2-クロロ-5-[(E)-1-（6-メチル-2-ピリジルメトキシイミノ）エチル]ベンジル｝カルバマート（別名ピリベンカルブ）	0.10mg／l
N-sec-ブチル-4-tert-ブチル-2，6-ジニトロアニリン（別名ブトルアリン）	0.026mg／l